

令和 5 年第 10 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年10月25日（水）午後1時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第26号	多治見市農業委員会委員の辞職の同意について	1件
議第27号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議第28号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
報第22号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	4件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	坂崎 寛治	
2	日比野 敏夫	辞任
3	玉木 芳幸	
4	富田 良一	
5	江崎 勇	
6	東 一二美	欠席
7	若尾 茂	
8	市原 勝美	
9	伊藤 忠義	欠席
10	梶田 達行	
11	右高 一朋	
12	若尾 武彦	
13	山内 晃三	欠席
14	長江 弓子	
15	水口 博文	
16	加納 洋一	
17	鈴木 隆	

議長 ただいまより、令和 5 年第 10 回農業委員会総会を開会する。本日は、6 番 東一二美委員、10 番 伊藤忠義委員、13 番 山内晃三委員、から欠席の連絡があったので 16 名中 13 名の出席。従って、『農業委員会等に関する法律』第 27 条第 3 項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、『多治見市農業委員会会議規則』第 9 条第 1 項による議事録署名委員を、議長から指名してよいか。

(異議なし)

議長 それでは、8 番 市原勝美委員、10 番 梶田達行委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに議第 26 号「多治見市農業委員会委員の辞職の同意について」を上程する。議第 20 号について事務局より説明願う。

事務局 伊藤忠義委員より、令和 5 年 10 月 23 日に健康上の都合により辞職の申し出がありましたので、農業委員会等に関する法律第 13 条の規定に基づき、これを同意することについて承認を求めるものです。
本日承認をいただければ、10 月 25 日付けをもって辞職となります。

議長 議第 26 号について委員の意見を求める。

委員 (委員発言なし)

議長 伊藤さんは健康上の事で思い悩まれている様子であった。私の方で、後任に最適と思われる方を探し、相談を試みたが、承諾を得ることができなかった。それでは議第 26 号について、採決を行う。議第 26 号について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手によって、26 号は承認することに決定する

議長 次に、議第 27 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程

委 員 （委員発言なし）

議 長 発言がないようなので、議第 23 号の事案 1 について、採決を行う。議第 27 号の事案 1 について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委 員 （全員挙手）

議 長 全員挙手によって、27 号の事案 1 は承認することに決定する。

議 長 続いて議第 27 号の事案 2 について地元委員の意見を求める。

11 番 事案 2、3、4 について一度に話します。

事案 2 については 7、8 年前まで私がここで耕作を行っていた。しかし、その後は放置され、木が生えてしまっている状態。譲受人はまだ若い人だが、土木関連に携わっている人で、重機も扱えるとの事。放置されている土地だが、重機を入れて綺麗にしてもらうようお願いをしてきた。

事案 3 については、去年までは、譲渡人が所在地の草刈りを行っていたが、この 1 年は草刈りをしておらず草が伸びている状態で、管理ができないので農地を手放すという事を話していた。今後は、譲受人が耕作をおこなってくれるとの事で問題は無いと思われる。

事案 4 については、譲受人の自宅前の宅地になっているところを申請地と交換されるとの事。荒れている所を譲受人が耕作を行ってくれるということで、問題は無いと思われる。

議 長 他にご発言はないか。

委 員 （委員発言なし）

議 長 発言がないようなので、議第 27 号の事案 2 について、採決を行う。議第 27 号の 2 について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委 員 （全員挙手）

議 長 全員挙手によって、27 号の 2 は承認することに決定する。

議 長 続いて議第 27 号の事案 3 について他に発言はないか。

委 員 （委員発言なし）

議 長 発言がないようなので、議第 27 号の事案 3 について、採決を行う。議第 27 号の 3 について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委 員 （全員挙手）

議 長 全員挙手によって、27 号の 3 は承認することに決定する。

議 長 続いて議第 27 号の事案 4 について他に発言はないか。

委 員 （委員発言なし）

議 長 発言がないようなので、議第 27 号の事案 4 について、採決を行う。議第 27 号の 4 について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委 員 （全員挙手）

議 長 全員挙手によって、27 号の 4 は承認することに決定する。

議 長 次に議第 28 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程する。議第 28 号について事務局より説明を願う。

事務局 議第 28 号、農地法第 4 条の規定による許可申請があったので審議を求める。

申請番号 1、所在地は、■■■■■丁目■■■-■、登記簿地目は田、現況も田、面積 427 m²、■■■■■丁目■■■-■、登記簿地目は田、現況も田、面積 210 m²、■■■■■丁目■■■、登記簿地目は田、現況も田、面積 247 m²。田 3 筆計 884 m²。申請人は、■■■■■■■■■丁目■■■、■■■■■、一時転用にて田の高低差解消工事を実施する。

議 長 議第 28 号について地元委員の意見を求める。

11 番 申請人に会って話をしてきた。■■■番が一番低く、申請地を■■番■の高さに合わせ、平面にしたいとの事。低いほうに合わせてしまうと、すぐに赤

ガラが出てきてしまう可能性がある。埋めるための土は土木をやっているの、
そちらから手に入るとの事であった。

委員 (委員発言なし)

委員（全員挙手）

議長 次に、報第 22 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」を報告する。報第 22 号について事務局より説明を願う。

申請番号 1、所有権移転、所在地は、■■■■丁目■、登記簿地目は田、現況は雑種地、面積 3.3 m²。譲渡人は、■■■■■■■■丁目■■-■、■■■■、譲受人は、■■■■■■■■■■-■、■■■■■■■■(株)代表取締役 ■■■■、転用目的は重機乗入敷地。

譲渡人は、■■■■■■■■丁目■■、■■■■■■、譲受人は、■■■■■■■■■■■■■■■■丁目■■、(有)■■■■ 取締役 ■■■■、転用目的は資材置場。

申請番号 4、所有権移転、所在地は、■■■■丁目■■、登記簿地目は田、現況も畑、面積 290 m²。譲渡人は、■■■■■■■■■■丁目■■■、■■■、譲受人

は、■■■■■■■■丁目■■■-■、■■■■■■、転用目的は一般個人住宅敷地。

議 長 報第 22 号は専決事項のため、議決事項ではないが、発言があれば挙手を願う。

11 番 申請番号 2 の■■■■丁目■■番、■■番と池に隣接している西側の土地をイノシシが巣にしているかもしれない。農地パトロールに行くたびに近隣住人からイノシシをなんとかして欲しいという話を聞く。この人達が農地を守っているという面があるし、赤坂が農振地域に該当しているということもあり、イノシシの対策はしていかなければならないと感じた。

議 長 他にご発言はないか。

議 長 発言がないようなので、報第 22 号を終了する。以上をもって本日の議案を終了する。

議 長 他に議案以外で発言はないか。

委 員 （委員発言なし）

議 長 発言がないようなので、その他、事務局の方で連絡事項等あれば説明を願う。

事務局 農地パトロールのお礼。
農業祭の P R 依頼及び農地相談についてお願い。
北小木での地域計画の会議について地区委員への協力依頼。
北小木の現場視察について出席等確認。

議 長 それでは、以上をもって本日の第 10 回農業委員会総会を終了する。

以上

（閉会 午後 14 時 00 分）

事 務 局

事務局長 前田 剛

書 記 柳生 芳憲

書 記 岡田 聡

書 記 堀井 憲子

令和 5 年 10 月 25 日

議事録署名

8 番

10 番

議長